

(自賠責保険) 特定小型原動機付自転車の取扱いについて

2023年7月から、改正道路交通法が施行され、特定小型原動機付自転車（以下、「特定小型原付」）の交通方法に関する規定が施行されています。

特定小型原付は自賠責保険への加入が義務付けられておりますので、自賠責保険における特定小型原付の取扱いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。

記

1. 特定小型原付の自賠責保険料について

- 2024年4月1日より「特定小型原付」の保険料区分が新設されることが決定しました。
- 2024年3月31日以前始期のご契約は「原動機付自転車」、2024年4月1日以降始期のご契約は「特定小型原付」の保険料を適用します。
- 新しく設定される特定小型原付の保険料は、現行の原動機付自転車の保険料より安くなるため、以下の①～③全てに該当するご契約に対して、一部のケースを除き、相応の差額を返還します。

<対象契約>

- ① 保険始期が2024年3月31日以前かつ保険終期が2024年4月1日以降の契約
- ② 車種区分が原動機付自転車の契約
- ③ 標識交付証明書、型式認定番号標または性能等確認済シール等により、「特定小型原動機付自転車」であることが確認できる契約

2. 「保険料返還に関するメールアドレス登録サイト」のご案内

- 日本損害保険協会および損害保険各社におきましては、保険料返還が決定した際にご契約者さまに対して速やかにご案内ができるよう、下記のとおり準備を進めております。

<お手続きの流れ>

① 2023年8月1日～	日本損害保険協会ホームページ内に【保険料返還に関するメールアドレス登録サイト】が設置されています。
② 2024年1月19日	特定小型原付の自賠責保険料が決定しました。
③ 2024年2月下旬	①でご登録いただいたメールアドレスに、保険料返還手続書類の請求等に関するご案内をお送りします。

- 保険料返還に関するメールアドレス登録サイト等、詳細は日本損害保険協会ホームページをご確認ください。

【保険料返還に関するメールアドレス登録サイト】

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>

